

処理事例 22 調査をしないこととしたもの

苦情申立て対象機関	文化芸術部文化振興課	
苦情申立ての内容	<p>明石文化芸術創生会議委員（以下「委員」という。）の募集がありましたので、応募しました。</p> <p>募集要項には、応募用紙と「明石の魅力ある文化芸術の創造と発展に向けての思い」をテーマにしたレポートをもとに書類選考することが記載されており、選考の結果、応募の意向に添えない旨の書面をいただきました。</p> <p>そこで、委員に選ばれた方のレポートを参考にさせていただきたいと思い、その方のレポートの公表を担当課に申し入れたのですが、個人情報保護のために明らかにできないと断られました。</p> <p>しかし、選ばれた方のレポートを公開することは、その方の名誉にこそなりますが、個人情報の流出に当たらないと考えますので、委員に選ばれた方のレポートを公表してほしい。</p>	
調査結果等	<p>オンブズマンは、苦情申立書の内容から、申立人が求めておられるのは、委員に選ばれた方のレポートという市が業務上取得した文書の公開であると理解しました。</p> <p>市では、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めるとともに、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市政に関し市民に説明する責務が全うされるよう「明石市情報公開条例」（以下「情報公開条例」という。）を制定し、情報公開条例に基づく情報公開制度の運用に努めています。</p> <p>申立人が求めておられる公文書の公開請求の手順や公開内容の決定に不服がある場合の救済手続などは、情報公開条例と明石市情報公開条例施行規則に定められています。</p> <p>オンブズマンが調査の対象とするのは、苦情の原因となった事実について利害を有する市政に対する苦情のうち、情報公開制度をはじめ、裁判制度や行政不服審査制度など、オンブズマン制度以外にも様々な救済制度があるなかで、オンブズマン制度で調査することが相当であると認められる苦情であり、オンブズマンが他の法的手段により解決を図ることが相当であると認めるときは、当該苦情を調査しないことを「明石市行政オンブズマン設置要綱」第11条第1項第5号で定めています。</p> <p>この度申立てられた苦情は、まさしく情報公開の制度によって明らかにすることが相応しい内容であると判断しましたので、オンブズマンは調査しないこととしました。</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成21年（2009年） 7月 1日	要した日数
調査しない旨の通知年月日	平成21年（2009年） 7月 9日	8日間